

新環境社会配慮ガイドライン（2009.4.13 素案）へのコメント：

2009年4月26日

堀田昌英

5月1日開催予定の第24回委員会に都合により欠席致しますので、同日審議される可能性のある下記項目について意見を申し上げます。

新ガイドライン「1.5 JICAの責務」第3項について

- i. 旧 JICA ガイドラインの「相手国と共同して」という表現を削除することには、①環境社会配慮の主体は相手国等であり、環境社会配慮調査はもはや必ずしも技術協力の一環とは限らないことを明確にすること、②JICA 自身が協力準備調査を実施した場合の審査（環境レビュー）時に審査主体と調査主体が一致することによる利益相反を防ぐこと、の少なくとも2点において合理性が認められる。しかしながら、表現の解釈、他の項目との整合性、及び実効性について以下の懸念がある。
- ii. 「プロジェクトの計画を策定する際に、環境社会配慮調査を行い報告書を作成するよう相手国等を支援する」の各行為主体が明確でない。仮に「プロジェクトの計画を策定する際に、（相手国等が）環境社会配慮調査を行い（相手国等が）報告書を作成するよう（JICAは）相手国等を支援する」と解釈する。この場合JICAは環境社会配慮調査の主体でもないことになる。そうであればJICAが同1.5 第1項によって実施する「環境社会配慮の支援」の定義、すなわち「相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施、[...]等の協力を行うことをいう」（同1.3 第8項）は、誤解の余地がある。むしろ「『環境社会配慮の支援』とは、相手国等による、環境社会配慮調査の実施、[...]等に協力することをいう」等の表現の方が分かりやすい。
- iii. ところで上記 ii の解釈に伴うより実質的な問題は、JICA が協力準備調査を実施する際に、その一部として環境社会配慮調査を含めることが論理的な矛盾となってしまう点にある。現実問題として今後 JICA が実施する協力準備調査に環境社会配慮調査を調査委託先に対する TOR から除くことは考えにくい。仮に協力準備調査に環境社会配慮調査を含める場合、手続き的に「JICA の環境社会配慮調査報告書を参考に相手国等が自らの環境社会配慮調査報告書を作成した」と主張したとしても、実体として両報告書がほぼ同一であると認められた場合には上記 i ②の目標を達成しない。
- iv. 上記 ii, iii より、JICA は環境社会配慮調査の主体でないという趣旨を項目間に齟齬が生じないように統一したとしても（あるいはすればする程）現実と乖離したガイドラインができあがる。したがって上記 ii の解釈通りに原則を統一すること自体に問題があると考えべきである。
- v. 以上より、標記 1.5 第3項は「相手国（等）と共同して」という表現を残しつつ、相手国等の主体性を強調する表現に変更すべきと考える。上記 i ②の問題は、JICAの環境社会配慮調査に係る主体的責任を完全に放棄するより、むしろJICAの審査機構を適切に構築することによって解決すべきである。もし上記iiの解釈が現案の意図するところであれば、より明瞭な表現に改める必要がある。

以上